



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 について（申請期間が令和4年6月末まで延長）

令和3年7月1日から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請を受付しているところですが、令和4年2月25日の省令改正により、申請期間が令和4年3月31日から令和4年6月30日まで延長されました。

- 申請受付 桐生市役所 1 階（福祉課）、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課
- 受付期間 令和 3 年 7 月 1 日（木） ～ 令和 4 年 6 月 3 0 日（木）
- 対 象 者 都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等で、収入や資産、求職等の要件を満たす世帯。
- 支 給 額 単身世帯：6 万円 2 人世帯：8 万円 3 人以上世帯：1 0 万円
- 支給期間 初回支給（最大3か月）に加え、再支給（最大3か月）が可能。
※再支給も申請が必要です（該当すると思われる方へ案内通知を郵送します）。
- 内 容 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。
こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。



【問い合わせ】
保健福祉部福祉課社会福祉係
担当 吉田 渡邊
TEL 0277-46-1111（内線271・285）